

## ●育児休業支援手当金請求に係る主な添付書類

- 組合員が父親、かつ、子が養子でない場合  
母子健康手帳(出生届出済証明のページ)の写しを提出してください。
- 組合員が母親、または子が養子の場合  
<配偶者育児休業等の要件を課す場合>  
世帯全員について記載された住民票の写し(続柄が記載されたものに限る)及び 配偶者育児休業等の事実を証明する書類(辞令の写しや雇用保険における出生時育児休業給付金支給決定通知書の写し等)を提出してください。

<配偶者育児休業等の要件を課さない場合>

育児休業支援手当金請求書の「配偶者の状態」欄の該当する番号(1~5、7)の事実を証明する書類(下表参照)を提出してください。

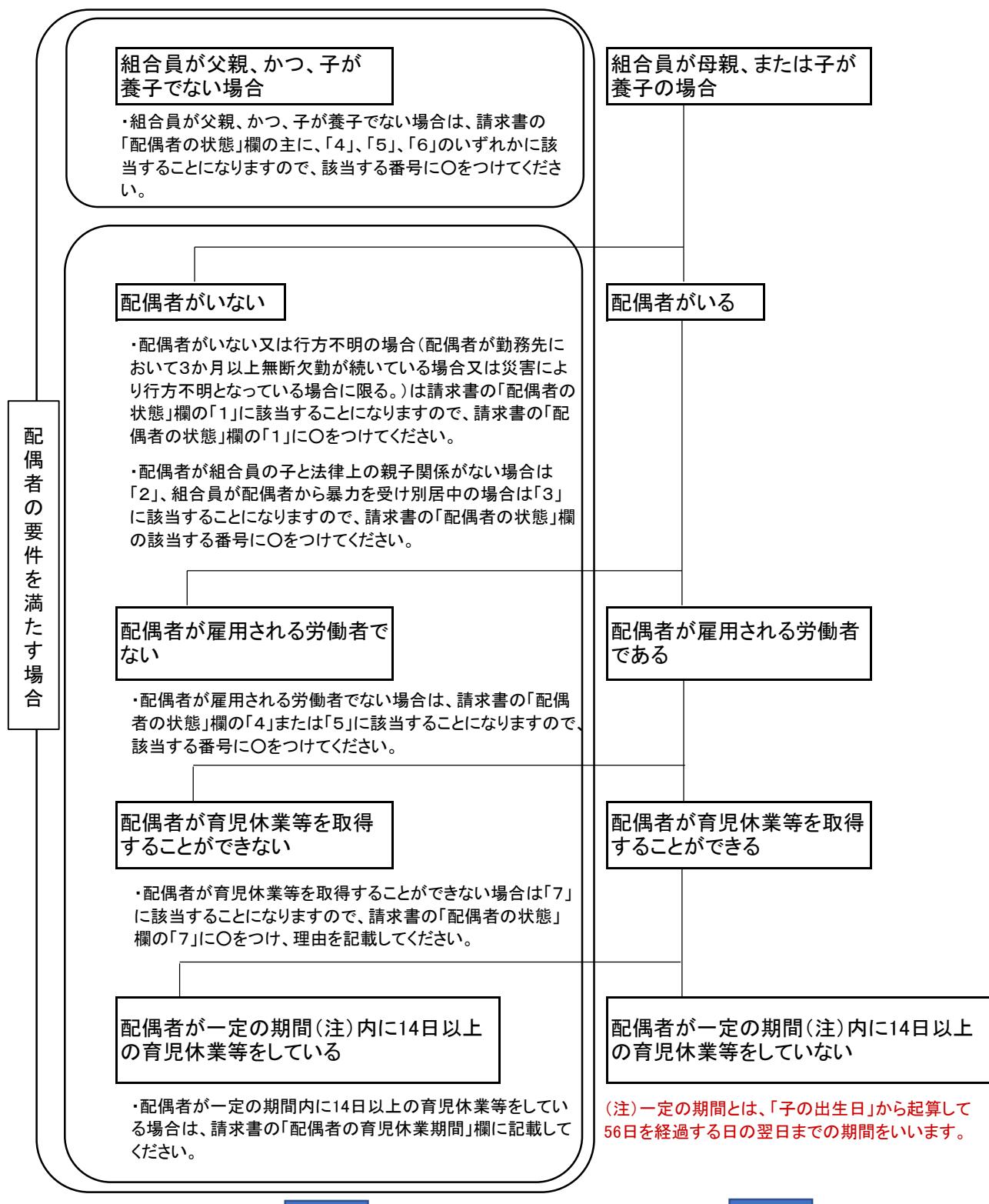
※ 子の出生の日の翌日において「配偶者育児休業等の要件を課さない場合」に該当しないが、当該日の翌日後に「配偶者育児休業等の要件を課さない場合」に該当することとなったときは、別途「疎明書」を提出してください。

子の出生日の翌日における配偶者の状態	番号	確認書類
配偶者がいない	1	①戸籍謄(抄)本(抄本の場合は組合員本人のもの)及び世帯全員について記載された住民票(続柄あり)の写し または、 ②組合員がひとり親を対象とした公的な制度を利用していることが確認できる書類(遺族基礎年金の国民年金証書、児童扶養手当の受給を証明できる書類、母子家庭の母等に対する手当や助成制度等を受給していることが確認できる書類など、いずれか一つで可)
配偶者が行方不明(配偶者が労働者であり勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合又は災害により行方不明となっている場合に限ります。)	1	①世帯全員について記載された住民票(続柄あり)の写し等、組合員の配偶者であることを確認できるもの 及び ②配偶者の勤務先において無断欠勤が3か月以上続いていることについて配偶者の事業主が証明したもの、または、罹災証明書
配偶者が組合員の子と法律上の親子関係がない	2	戸籍謄(抄)本(抄本の場合は組合員本人及び対象の子のもの。住民票において、組合員の配偶者が世帯主となっており、対象の子との続柄が「夫の子」又は「妻の子」となっている場合は、住民票(続柄あり)の写しでも可。)
配偶者から暴力を受け別居中	3	裁判所が発行する配偶者暴力防止法第10条に基づく保護命令に係る書類の写し、女性相談支援センター等が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書のいずれか
配偶者が無業者	4	①世帯全員について記載された住民票(続柄あり)の写し等、組合員の配偶者であることを確認できるもの 及び ②配偶者の直近の課税証明書(収入なしであることの確認のため) ※課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、事業主発行の退職証明書の写し、離職票の写し、雇用保険資格喪失確認通知書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類も必要です。 ※配偶者が雇用保険の基本手当を受給中であれば、配偶者の直近の課税証明書に代えて受給資格者証の写しを添付書類とすることができます。
配偶者が就労しているが雇用される労働者ではない(自営業者・フリーランス等)	5	①世帯全員について記載された住民票(続柄あり)の写し等、組合員の配偶者であることを確認できるもの 及び ②配偶者の直近の課税証明書(所得の内訳の事業所得に金額が計上されており、給与収入金額が計上されていないことを確認するため) ※ 課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、(a)又は(b)の書類が必要です。 (a) 給与収入金額が雇用される労働者としてのものであれば、事業主発行の退職証明書の写し、離職票の写し、雇用保険資格喪失確認通知書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類。 (b) 給与収入金額が労働者性のない役員の役員報酬である場合や、各種法律に基づく育児休業がない特別職の公務員の場合は、その身分を証明する書類(役員名簿の写しや、身分証の写しなど。)。
配偶者が産後休業中	6	母子健康手帳(出生届出済証明のページ)の写し
上記以外の理由で配偶者が育児休業等をすることができない	7	①世帯全員について記載された住民票(続柄あり)の写し等、組合員の配偶者であることを確認できるもの 及び ②配偶者が育児休業等をすることができないことの申告書及び申告書に記載された必要書類。

(注) 「番号」は、育児休業支援手当金請求書中「配偶者の状態」に記載している番号です。

## ●育児休業支援手当金の支給要件の基本フローチャート

育児休業支援手当金の支給を受けるには、組合員が対象期間に育児休業等を14日以上取得している必要があります、かつ、以下「配偶者の要件を満たす場合」に該当する必要があります。



配偶者の要件を満たす場合は、組合員が対象期間に育児休業等を14日以上取得していれば、育児休業支援手当金の支給要件を満たすこととなります。

組合員は、育児休業支援手当金の支給要件を満たしません。

※配偶者の要件を満たす場合には、添付書類を必ず提出してください。